

下関市監査委員公表第19号
令和2年(2020年)7月22日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小 野 雅 弘
同 大 賀 一 慶
同 関 谷 博
同 亀 田 博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
総 務 部	防災危機管理課、職員課、管財課、契約課
財 政 部	財政課
環 境 部	環境施設課
議 会 事 務 局	議会事務局

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年3月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和2年5月1日から令和2年6月30日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

総務部 防災危機管理課	
[指摘事項]	<p>(1) 支出負担行為で決定した債権者とは別の者に支払いをしている事例があった。該当する事例は、災害見舞金の支給において、支出負担行為で決定した債権者である資金前渡職員・防災危機管理課長ではなく、被災者本人に支払ったというものである。</p> <p>このような事務処理になった経緯は、次のとおりである。まず、所管課は災害見舞金を資金前渡により被災者本人に直接手渡そうとしたが、当該被災者が来庁できなくなり、口座振込みの方法に切り替えることになった。そのため、不要となった資金前渡金を戻入（精算）した。資金前渡金が戻入されたことにより、前に資金前渡金を支出した支出負担行為に資金が復活した。そして、所管課は、同じ支出負担行為の伺書（債権者は資金前渡職員・防災危機管理課長）を使用して、被災者本人の金融機関口座に見舞金を振り込む処理を行ったというものである。</p> <p>債権者が異なる場合は、別の支出負担行為であり、資金前渡職員を経由せずに被災者本人に支払うのであれば、新たに支出負担行為をする必要があった。正しい債権者以外の者に支払うことが可能である状態は、非常に危険である。債権者と支払先の不一致が財務会計システム上許容されてしまうのであれば、職員において厳重にチェックされたい。</p>
[意見]	なし
総務部 職員課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
総務部 管財課	
[指摘事項]	<p>(1) 週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。</p>
[意見]	なし
総務部 契約課	
[指摘事項] 及び [意見]	

	なし
財政部 財政課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
環境部 環境施設課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
議会事務局	
	[指摘事項] (1) 週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。
	[意見] なし

以上